

吹田市立自然の家指定管理者候補者選定 評価点集計表

一般財団法人大阪市青少年活動協会

No.	選定基準	評価項目	評価の視点	配点	評 点				
					ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	・管理運営方針が施設の目的に合致したものとなっているか。 ・公の施設の管理運営に対し意欲や熱意が感じられるか。	10	10	10	10	8	10
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・住民、団体等に対して、不当に施設の利用を制限していないか、又は不適當に優遇するものでないか。	5	5	5	4	4	4
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	・個人情報に関する管理体制（職員への周知・書類の保管・利用の適正等）及び職員研修の実施について具体的に示されているか。またそれが実現可能なものか。	5	5	5	4	4	5
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。（自主事業の内容を含む。）	ア 主催事業の具体的内容	・参加者にとって魅力的な事業内容となっているか。 ・プログラムの内容が具体的に示され、それが適切なものとなっているか。 ・参加者に過度な負担を強いる内容になっていないか。	5	5	5	5	5	4
		イ 自主事業の具体的内容	・参加者にとって魅力的な事業内容となっているか。 ・参加者に過度な負担を強いる内容になっていないか。 ・利用者ニーズの反映について具体的な方策が示されているか。 ・施設の設置目的に合致した事業内容となっているか。	5	4	5	5	4	4
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組み	・環境学習、自然体験学習等の取組内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	5	5	5	4	5	5
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	・利用者に対応した食堂運営の具体的な提案が見られるか。	5	5	4	5	5	4
		オ 高島市及び周辺の他施設との連携	・高島市及び周辺の関係機関との協力・協働について積極的な姿勢があるか。	5	5	4	4	4	4
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	・人員配置、責任の所在が具体的に示されているか。 ・職員の研修など業務を行ううえでの知識・技能を向上させる考え方が示されているか。 ・苦情、要望等を受けた時の連絡体制が明確になっているか。	10	10	8	8	10	8
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	・安定的な経営状況がみられるか	10	10	10	8	10	8
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。（自主事業による利益の取組の提案を含む）	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	・コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されているか。 ・経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が示されているか。	10	10	10	10	8	8
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	・利便性の高い施設サービスとなっているか。 ・利用者の要望に柔軟な対応ができていないか。	5	5	5	4	4	4
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	・施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策が示されているか。 ・利用促進につながる具体的な方策が示されているか。また、その方策について実現性の高いものとなっているか。	5	5	5	4	5	4
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	・学校利用を促進に関し、具体的な方策が示されているか。また、その方策について実現性の高いものとなっているか。	5	5	4	4	4	4
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	・緊急時の対応について、具体的に示されているか。 ・日常業務に対する安全対策、事故に対する対応、指導が具体的に示されているか。 ・付近の川の増水、大雪などによる災害が想定されるが、対応策や本市との連携が具体的に示されているか。	10	10	10	10	8	10
合計点数				100	99	95	89	88	86
合計点数（事業者別）							457		

※各委員の合計点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、選定しないものとします。

吹田市立自然の家指定管理者候補者選定 評価点集計表

事業者A

No.	選定基準	評価項目	評価の視点	配点	評 点				
					ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	・管理運営方針が施設の目的に合致したものとなっているか。 ・公の施設の管理運営に対し意欲や熱意が感じられるか。	10	4	8	6	6	2
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・住民、団体等に対して、不当に施設の利用を制限していないか、又は不適當に優遇するものでないか。	5	3	4	2	4	2
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	・個人情報に関する管理体制（職員への周知・書類の保管・利用の適正等）及び職員研修の実施について具体的に示されているか。またそれが実現可能なものか。	5	2	4	3	3	2
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。（自主事業の内容を含む。）	ア 主催事業の具体的内容	・参加者にとって魅力的な事業内容となっているか。 ・プログラムの内容が具体的に示され、それが適切なものとなっているか。 ・参加者に過度な負担を強いる内容になっていないか。	5	3	3	3	4	2
		イ 自主事業の具体的内容	・参加者にとって魅力的な事業内容となっているか。 ・参加者に過度な負担を強いる内容になっていないか。 ・利用者ニーズの反映について具体的な方策が示されているか。 ・施設の設置目的に合致した事業内容となっているか。	5	2	5	4	4	2
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組み	・環境学習、自然体験学習等の取組内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	5	3	4	4	4	2
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	・利用者に対応した食堂運営の具体的な提案が見られるか。	5	2	4	3	4	2
		オ 高島市及び周辺の他施設との連携	・高島市及び周辺の関係機関との協力・協働について積極的な姿勢があるか。	5	3	5	4	5	2
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	・人員配置、責任の所在が具体的に示されているか。 ・職員の研修など業務を行ううえでの知識・技能を向上させる考え方が示されているか。 ・苦情、要望等を受けた時の連絡体制が明確になっているか。	10	4	8	4	8	4
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	・安定的な経営状況がみられるか	10	4	8	4	8	4
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。（自主事業による利益の取組の提案を含む）	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	・コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されているか。 ・経費の縮減及び効果的な管理運営のための創意工夫が示されているか。	10	4	6	4	6	2
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	・利便性の高い施設サービスとなっているか。 ・利用者の要望に柔軟な対応ができていないか。	5	2	4	2	4	2
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	・施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策が示されているか。 ・利用促進につながる具体的な方策が示されているか。また、その方策について実現性の高いものとなっているか。	5	1	3	3	3	2
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	・学校利用を促進に関し、具体的な方策が示されているか。また、その方策について実現性の高いものとなっているか。	5	2	3	4	3	1
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	・緊急時の対応について、具体的に示されているか。 ・日常業務に対する安全対策、事故に対する対応、指導が具体的に示されているか。 ・付近の川の増水、大雪などによる災害が想定されるが、対応策や本市との連携が具体的に示されているか。	10	2	8	4	6	2
合計点数				100	41	77	54	72	33
合計点数（事業者別）							277		

※各委員の合計点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、選定しないものとします。